

## 計画6 障害者の地域生活を支援

### < 5年後の目標 >

障害者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、相談・就労・住まいなど地域生活支援を充実

### 5か年の取組

障害者団体や障害福祉サービス事業所等との連携により、障害者の状況にあわせて地域生活を支援するサービスの充実を進めます。

#### 1 障害者の生活状況に応じたケアマネジメント体制を強化

障害福祉サービスを利用する障害者全員に、生活状況に応じた適切なサービス等利用計画を作成できるよう、現在18か所ある民間の「計画相談支援」事業所(※)を9か所増やして27か所にし、区立5か所と合わせて計32か所で相談支援を行えるようにします。

障害者地域生活支援センターは、相談支援のスキルアップに向けて民間「計画相談支援」事業所への指導・助言を行うとともに、専門性を必要とする困難事例の相談に対応します。

医療や障害福祉サービスを受けていない精神障害者に対して、訪問支援（アウトリーチ）事業を充実します。

#### 2 重症心身障害児(者)の家族支援事業(在宅レスパイト事業)を新設

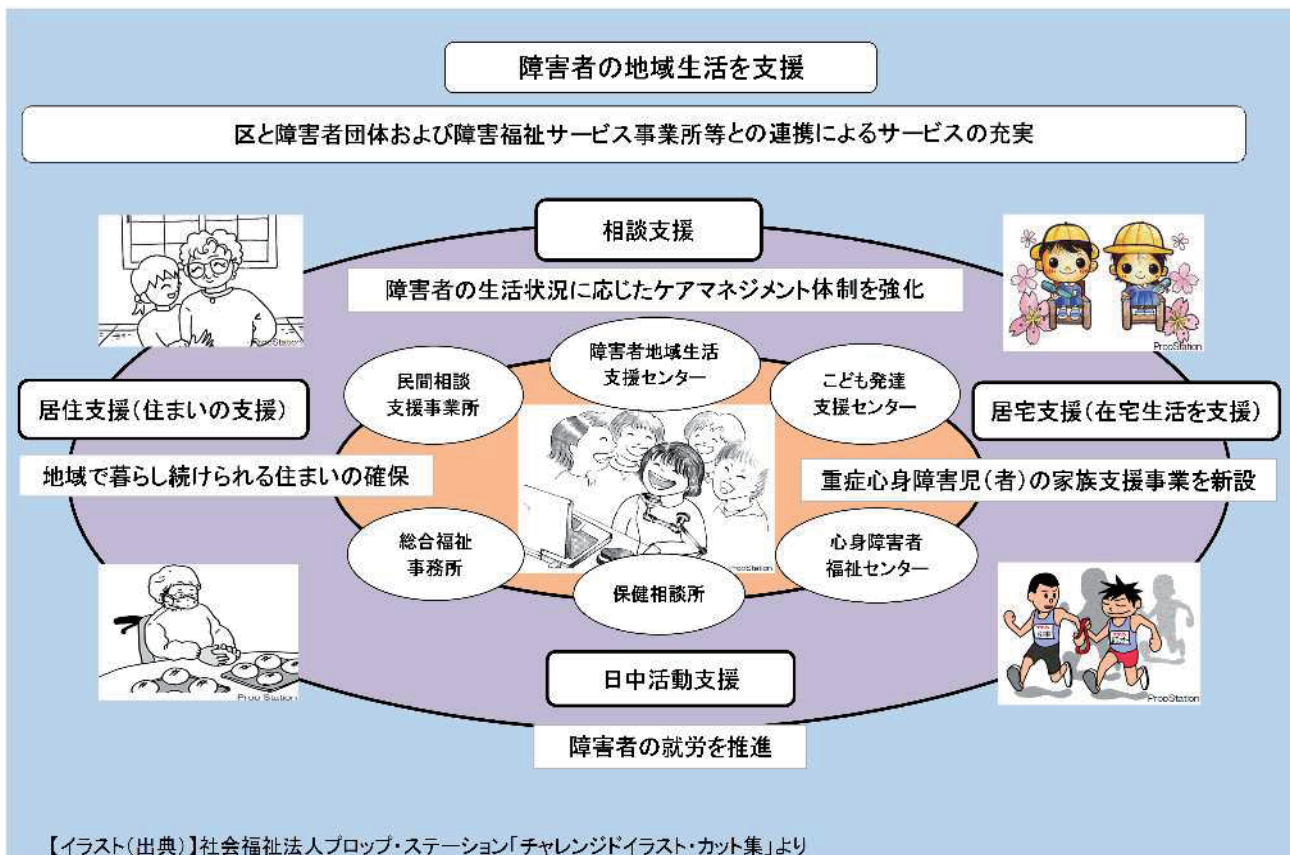
訪問看護ステーション等の看護師が、医療的ケアを要する重症心身障害児(者)の自宅に出向き、家族等が行っている医療的ケア等を一定時間代替し、家族の介護負担を軽減する事業を新たに開始します。

#### 3 地域で暮らし続けられる住まいの確保

公有地等を活用し、重度障害者に対応したグループホームを5か年で10室程度整備します。民間事業者への整備費補助や空室（マンション等）の活用により、中軽度の障害者に対応したグループホームを5か年で150室程度整備します。

#### 4 障害者の就労を推進

- (1) 福祉施設等からの就労者数を、5年後には年間約200人が新たに就労できるよう取り組みます。このため、民間の「就労移行支援」事業所等と連携し、職場体験から雇用へつなぎ、就労後の職場定着を支援します。
- (2) 区内の作業所等が請負業務などを共同で受注する体制づくりを行うことで、発注を増やし、作業所等の工賃を向上させます。



- ① 区内では、障害者やその家族、支援者などが設立した障害者団体や事業所の活動が活発に行われています。区は、障害者団体の活動や事業所の運営の支援を行うとともに、民設福祉園の誘致、高次脳機能障害等の中途障害者支援事業の開始、23区で最大規模のこども発達支援センターの開設など、障害者や家族のニーズを踏まえた取組を進めています。
- ② 障害者が、必要なサービスを組み合わせながら地域で生活できるようにするため、平成24年4月の障害者自立支援法（当時）の改正により、障害福祉サービスの利用にあたっては「サービス等利用計画」を作成することが義務付けられました。区内で障害福祉サービスを利用している障害者は約4,000人ですが、平成26年11月現在、サービス等利用計画を作成できる「計画相談支援」事業所は区立5か所、民間18か所の計23か所で、「計画相談支援」事業所が作成した計画は区に提出される計画の半数程度にとどまっています。
- ③ 区内の障害福祉サービスは、区による施設整備や民間事業所の増加により、全体としては基盤整備が進みつつありますが、地域生活支援のためにさらなる充実が必要です。
  - ・ 自宅での日常生活を支える「居宅系サービス」については、重症心身障害児(者)のための医療的ケアに対応できる「短期入所」事業所が未整備となっており、家族からレスパイト事業の要望が高まっています。
  - ・ 就労支援や活動場所の提供を行う「日中活動系サービス」については、「就労移行支援」事業所等の利用者の中で一般就労を希望する方が1,000人程度いますが、一般就労する方は毎年100人程度にとどまっています。
  - ・ 住まいを支援する「居住系サービス」については、中軽度の障害者に対応するグループホームは、ほぼ空きがない状態にあり（57施設、全室324室に対し323名の利用）、重度障害者対応のグループホームは未整備です。

※ 「計画相談支援」事業所… サービス等利用計画を作成できる事業所